

令和8年度 生成AIを活用した仕様書作成支援クラウドサービスの構築・運用業務
委託事業者選定要領

令和8年2月19日 行財政局業務改革課長 決定

(目的)

第1条 本要領は、神戸市行財政局業務改革課（以下「業務改革課」という）が実施する、生成AIを活用した仕様書作成支援クラウドサービスの構築・運用業務の委託事業者を選定するために必要な事項を定める。

(選定委員会)

第2条 委託予定先の選定に当たって、公平かつ適正な業者選定を行うため、「令和8年度生成AIを活用した仕様書作成支援クラウドサービスの構築・運用業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という）を開催する。

- 2 選定委員会は、委員長及び委員をもって構成する。委員長には行財政局業務改革課長を、委員に行財政局契約監理課監理担当係長、企画調整局デジタル戦略部情報政策担当係長、企画調整局デジタル戦略部ICT業務改革担当係長をもって充てる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員を追加することができる。その場合、委員全体の過半数を超える委員は業務改革課以外に所属する職員をもって充てる。
- 4 選定委員会の庶務は、業務改革課が行う。

(委員長)

第3条 委員長は、選定委員会を代表する。

- 2 委員長に事故があるときは、行財政局契約監理課監理担当係長がその職務を代理する。

(選定方法)

第4条 選定委員会は、提出された企画提案書及び見積書について、審査基準、評価基準をもとに、選定を行う。

- 2 委員長及び委員の評価結果を合計し、合計点の最も高い業者を委託先として選定する。
- 3 合計点が同点の場合の取り扱いは、実施要領に定めるものとする。
- 4 前2項の規程にかかわらず、提案を行った業者のうちから委託先を選定することが適当でないと選定委員会が判断した場合は、委託先を選定しない。この場合において、新たな委託先の選定方法については、選定委員会の協議により決定する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長がこれを定める。